コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

最終更新日：2020年4月6日
株式会社フォーサイド
代表取締役 根津　孝規
問合せ先：03-6262-1056
証券コード：2330
https://www.forside.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業としての意思決定に関する透明性・公平性を確保するとともに責任体制を明確化することと捉え、経営の重要課題としております。

意思決定機関である取締役会の構成人員は少数となっておりますが、これは機動的かつ効率的な意思決定及び業務執行を行うためであり、意思決定に関する透明性・公平性の確保のために、経営状態の十分なディスクローズに努め監査役会の監査や社外各方面からの多様な意見を積極的に取り入れております。監査役会につきましては、複数かつ過半数の社外監査役を置くことによって、経営監視機能を十分に発揮することができる体制としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は JASDAQ 上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率	10%未満

【 大株主の状況 】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
R－1第1号投資事業有限責任組合	3,208,600	9.86
レクセム株式会社	2,153,700	6.62
株式会社ONODERAGROUP	600,000	1.84
株式会社SBI証券	442,100	1.36
カブドットコム証券株式会社	421,632	1.30
及川博之	380,000	1.17
楽天証券株式会社	352,100	1.08
富田顕嗣	270,000	0.83
日本証券金融株式会社	223,600	0.69
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006(常任代理人 香港上海銀行)	222,000	0.68

【支配株主(親会社を除く)の有無】なし
【親会社の有無】なし
【補足説明】なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	JASDAQ
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度末における(連結)営業収益	100 億円未満
親会社	なし
直前事業年度末における連結子会社数	10 社以上 50 社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【 取締役関係 】

定款上の取締役の員数(上限)	10 名
定款上の取締役の任期	1 年

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	1名（うち、独立役員 0 名）

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濱田　卓二郎	弁護士											

※1　会社との関係についての選択項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k. その他

会社との関係（2）

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由（独立役員に指定している場合は，独立役員に指定した理由を含む）
濱田　卓二郎		―	弁護士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数（上限）	10 名
監査役の人数	3 名

監査役，会計監査人，内部監査部門の連携状況
監査役は会計監査人と連携し、会計監査人の年度監査計画と重点監査項目、監査方法等を確認し、期中及び期末の各監査において、会計監査人の監査状況の報告を求めるとともに、監査役の調査した会社状況や取締役の業務執行状況等、相互の監査活動を踏まえた意見交換を適宜実施することで監査品質の向上と効率化に務めております。
また、内部統制は、内部監査室（1 名）が定期的に内部監査を実施しており、監査役会との適宜の意見交換にて連携を図り、当社及び子会社の業務全般に関して、監査の結果を踏まえ、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理体制の適切性及び有効性を検証しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係（1）

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
法木　右近	公認会計士													
田辺　一男	弁護士													
瀬山　剛	公認会計士													

※1　会社との関係についての選択項目
a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.　上場会社の親会社の監査役
e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.　上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m.　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由（独立役員に指定している場合は，独立役員に指定した理由を含む）
法木　右近	○	―	公認会計士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
田辺　一男		―	弁護士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。
瀬山　　剛		―	公認会計士としての専門的知識、経験及び遵法精神を有している者と判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	―

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明
ストックオプションは、企業への貢献度合いに応じて当社の取締役及び監査役、従業員並びに当社関係会社の役員等に支給されます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明
―

【 取締役報酬関係 】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明
前事業年度(第 20 期)における当社の取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
取締役の年間報酬総額 5百万円

報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無	役員の報酬については、株主総会の決議により定められた取締役・監査役それぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。 その限度額の範囲内において、各役員の業務執行状況等を鑑み、取締役の報酬等については取締役会にて、監査役の報酬等については監査役会の協議にて報酬等の額の決定しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】
社外監査役の内 1 名が、週に 1 回行われる経営会議に参加し、社内各部署からの資料提出及び説明を受けることで、情報共有を行っております。
また、諸事情により当該会議に参加することができない場合、その他監査役の業務遂行上報告を受ける必要があると判断した場合は、取締役及び従業員により適時報告が行われ情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
(取締役会)
取締役会は、取締役5名で構成されており、業務執行に関する重要事項の決定や、取締役の職務執行の監督を目的として、原則として月に 1 回開催されています。
また、毎週 1 回経営会議を開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化へ向けて取り組んでおります。

(監査役会)
監査役会は、3 名すべてを社外監査役とし、法務及び会計、税務の専門性を持った人材を招聘することで、独立性・実効性を確保するとともに、毎月開催される取締役会や重要な会議に出席し、取締役の職務執行への牽制機能を強化しております。

(内部監査)
内部監査につきましては、内部監査室が担当しており、内部監査規程に基づき監査を実施しております。

(会計監査人)
会計監査人につきましては、監査法人八雲を選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の業務執行は取締役会において行い、その機能の監視を監査役会が行っております。監査役会につきましては、常勤監査役(社外)1名と監査役(社外)2名の合計3名で構成しています。社外監査役を置くことによって、経営監視機能を十分に発揮することができる体制を構築しております。
社外監査役の選任にあたっては、当社の経営につき、適切に監督、監査できる豊富な業務知識と経験を有するものを選任しております。当社の社外監査役は、その独立した立場で客観的な見識に基づく意見や専門的知識に基づく指摘を行っており、取締役の経営判断や業務執行の適正性を監視する機能を担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月を決算期とし、3 月に株主総会の開催をしております。 その他、当社ホームページに事業報告書及び決議通知の掲載をしております。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2 回、アナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。直近の開催内容は、以下のとおりです。 実施時期は 2020 年 2 月 19 日、実施内容は 2019 年 12 月期決算概要、事業進捗および今後の戦略に関する説明等。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、説明会資料等、適時開示資料、各種公告、株式情報、IR カレンダー、よくあるご質問を掲載。URL https://www.forside.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署:管理本部 IR 事務連絡責任者:大塚 美樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、平成 27 年5月1日施行の会社法改正及び改正会社法施行規則の改正内容に鑑み、「内部統制システムの整備に関する基本方針について」の一部改定を決議し、これに基づいて内部統制システムの整備に努めております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社

会倫理の遵守を、下記の取り組みを持って徹底する。
(1)企業倫理について、「フォーサイドグループ倫理憲章」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
(2)代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上の統括を図り、整備を推進するものとする。
(3)違反行為等、コンプライアンスに関する事実について早期発見と是正を目的とする社内報告体制として、コンプライアンス委員長及び社外監査役を情報受領者とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を構築し、効果的な運用を図る。
(4)代表取締役直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査役に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書取扱規程」等の社内規程に基づき定められた期間及び保管媒体に応じて適切かつ確実な保存及び管理を行う。
(2)取締役及び監査役は、業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社グループは、「リスク管理規程」によりグループ全体の経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識・識別・分析・評価を行い適切なリスク管理体制を整備する。
(2)代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」及びその事務局を設置し、業務執行に係るリスク情報の集約及び共有化、発生しているリスクの他、将来発生する可能性がある重要なリスク等についても協議を行う。
(3)リスク管理委員会は当社グループの業務執行に係る重大なリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会を月1回定時に開催することを原則とし、取締役間の意思疎通を図るために必要に応じて随時開催し、経営上の重要な項目についての業務執行の状況を監督する。
(2)迅速な意思決定と効率的な経営を図るため、部門を横断する重要な業務執行については、取締役・常勤監査役・執行役員で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
(3)取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限・業務分掌規程」において明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社は、「関係会社等管理規程」によりグループ全体の安定的な収益確保及び企業集団としての経営効率の向上を目的とした関係会社等に対する管理の基準を定め、当社及び子会社の事業毎に、責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えている。コンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し、管理することとする。
(2)当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものとする。
(3)子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役及び監査役に報告する。
(4)当社及び子会社での経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告するものとする。

(5)内部監査室は、「業務監査規程」に基づき当社及び子会社の業務監査、内部統制システムの有効性についても評価を行う。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)内部監査室は監査役との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告することとする。

(2)監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役補助者を置くものとする。なお、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価は、監査役と協議のうえ取締役会が決定することとし、監査役補助者の取締役からの独立性を確保するものとする。

(3)監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務執行に際して、取締役、執行役員及び従業員から不当な制約を受けない。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(1)内部監査室は、「業務監査規程」に基づき監査役と調整して内部監査計画を立て、内部監査の結果は監査役に都度報告するものとする。

(2)監査役は、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査役会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び内部監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

(3)当社及び子会社の取締役は、監査役が取締役会その他重要な会議等に出席し、意見を述べることができる体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告することとする。

・会社の意思決定に関する重要事項
・当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査室の内部監査計画及び監査結果
・取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
・コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項
・「関係会社等管理規程」に定めた決議・報告事項のうち重要な事項
・上記の他、監査役の業務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑧その他監査役の監査が実務的に行われることを確保するための体制

(1)監査役会は、代表取締役、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換会を開催することとする。

(2)取締役は、監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を確保する。

(3)監査役または監査役会は、取締役から当社グループに著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な処置を講じる。

⑨当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程を策定し、内部通報制度等(当社監査役等への報告も含む)を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用

または債務を処理する。

⑪当事業年度の運用状況
当社グループの業務の適正を確保するために当事業年度の取組内容は以下の通りであります。
当事業年度においては、当社グループのコンプライアンス、情報管理及びリスク管理の徹底のため、業務におけるコンプライアンス、情報管理及びリスク管理の必要性・重要性の浸透を図りました。また、業務の有効性と効率性の向上のため、取締役会に上程する前段階での役員間での議論、事前協議を徹底しました。さらに、監査役の体制強化のために、代表取締役と監査役とで意見を交換するほか、適宜監査役会や監査役相互の協議の場を設けるほか、監査役への情報提供の充実を図りました。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全を脅かし経済活動の障害となるような反社会的勢力とは対決し、当社の企業価値の向上とステークホルダーとの共栄を目指す。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)「倫理規程」に反社会勢力との対決に関する条項を定め、役職員への周知徹底を行う。
(2)「反社会的勢力等対応マニュアル」の策定や、各種契約書への「反社会的勢力排除条項」の盛り込みなど、文書を通じて反社会的勢力との対決方針を浸透させる。
(3)反社会的勢力に対し組織として対応すべく「不当要求防止責任者」を選任するとともに、主たる対応部署である管理本部が、必要に応じて警察や顧問弁護士等の専門家に相談するなど、適切に対応する。
(4)警察・財団法人暴力団追放運動推進都民センター等と連携し、反社会的勢力に対する情報収集を行う。

Vその他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)リスク管理委員会
リスク管理体制としては、おおよそ下記を基本としております。
①各部署における担当責任者を任命するとともに、社内の各部署が、それぞれの部門の立場から、リスクの大きさと発生の可能性を基準に重要リスクの特定を行う。
②各部署は、特定した重要リスクについて、主として「予防的統制」「発見的統制」の観点から対応方法を決定し、書面化する。
③以上の作業で決定したリスク管理体制は、定期的なモニタリングを行い、見直しをする。

(2)監査役事務局
監査役事務局を設置する場合における、運営方法等についての監査役との協議については、おおよそ下記を指針としております。
①事務局の人選については、監査役の業務について、一定の知識を有する者を選任する。
②人事異動・評価の面で、独立性が損なわれないよう、最大限の配慮をするものとする。

【 参考資料:模式図 】
■株式会社フォーサイド コーポレートガバナンス図

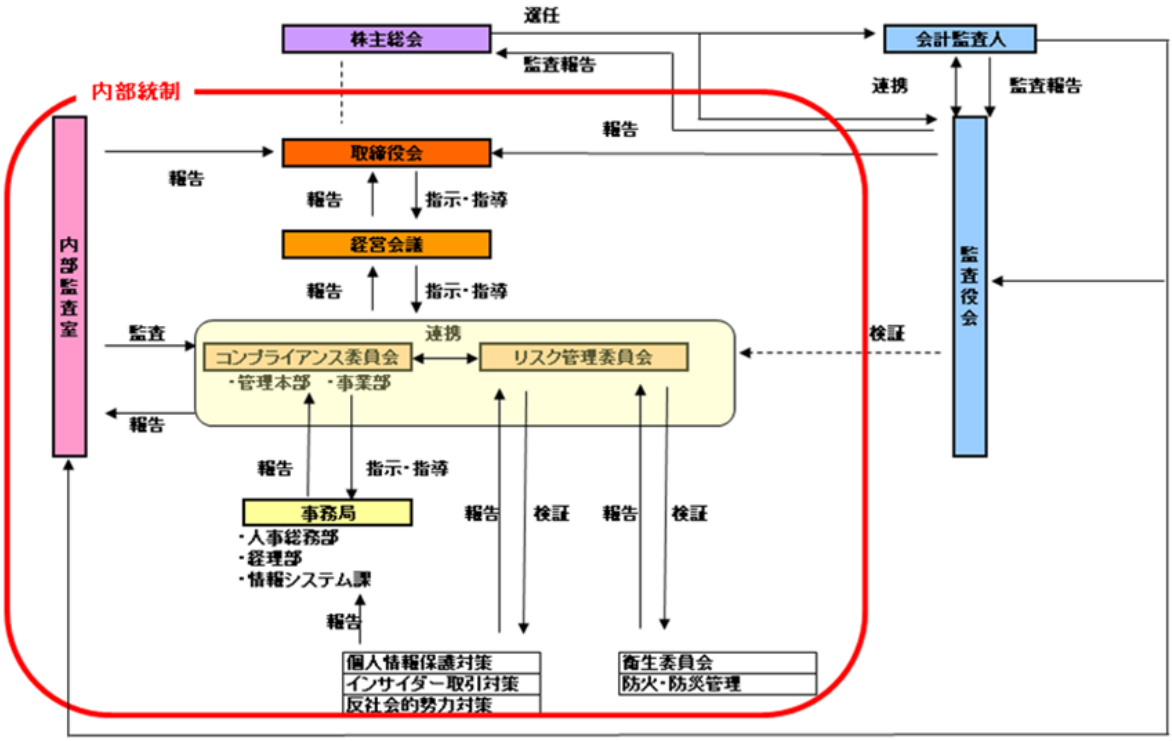

【適時開示体制の概要】
Ⅰ.適時開示体制の概要

適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項
1. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等
投資家の皆様への適性かつ公正な情報開示の実行を基本姿勢として、適時開示体制を構築しております。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って速やかで適切な開示を実行します。

2. 自社の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析
機密性ある重要な情報の開示に係っては、取締役会もしくは臨時取締役会を開催した上で開示の可否を決裁します。
機密性ある重要な情報は、適切かつ公正な開示が行われるまでは厳重に管理されます。また、当社は機密性ある重要な情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を制定し、周知徹底と理解啓蒙を促進しています。

Ⅱ.適時開示業務を執行する体制

1. 開示担当組織の整備
2. 適時開示手続の整備

適時開示の体制は、IR 課を専任部署として以下の体制により情報開示を行なっています。
IR 課は、社内の各業務執行部署との連携によって、適切に機密性ある重要な情報の収集を行ないます。収集した機密性ある重要な情報が開示基準に該当するか否か、該当しないとしても任意に開示を行なうかどうかを含めて、具体的開示方法に関する分析・判断を行い、取締役会の決裁を経た後に、適時開示を行ないます。

3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

当社では、他の部門から独立した内部監査担当部署を設置しており、会社情報の管理体制を含め、全社的な内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しています。
また各監査役は取締役会その他重要会議への出席の他、各部署の責任者からの情報収集により、上記管理体制が適切に機能しているかについて、監査を行なっています。

適時開示手続に係る社内体制
【模式図】

